

京都市告示第719号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和8年3月17日

京都市長 松井孝治

- 1 道路の種類 府道  
 供用開始の期日 令和8年3月24日 午後2時  
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員	備考
奥海印寺納所線	伏見区淀大下津町2番地の4地先から	旧	メートル 186.50	メートル 9.80～61.54	供用開始については、関係図面に表示する部分のみ
	同区淀水垂町535番地の3地先まで	新	186.50	9.80～23.30	
水垂上桂線	伏見区淀大下津町1番地の4地先から	旧	16.20	35.50～36.90	
	同区淀水垂町780番地の1地先まで	新	12.30	35.50～36.80	

- 2 道路の種類 市道  
 供用開始の期日 令和8年3月24日 午後2時  
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
淀146号線	伏見区淀大下津町4番地の35地先から	A 旧	メートル 11.70	メートル 39.00 ～ 39.30
		A 新	9.80	39.10 ～ 39.30
	伏見区淀大下津町2番地の4地先から	B 旧	61.50	18.00 ～ 21.10
		B 新	61.50	18.00 ～ 23.30

(建設局土木管理部道路明示課)